

【1994年3月25日】年金制度改革法案の「5つの修正と3つの補強」

日本労働組合総連合会

1994年3月25日

連立与党 政策幹事殿

日本労働組合総連合会
事務局長 鷲尾悦也

要請書

日頃のご活躍に深く敬意を表します。

2月15日、平成6年度予算政府原案の公表にともない、2月17日には年金制度改革案要綱が厚生大臣より年金審議会に諮問され、改正案の全体像がほぼ明らかになりました。

「与党年金改正プロジェクトチーム」が報告を発表(12月20日)されて以降、連合は政策幹事会および幹事会メンバーに対して、連合の見解を十分踏まえたご検討を要請してきたところであります。

その結果、政府原案で連合の提案が前向きに受けとめられたことについては積極的に評価しているところであります。しかし、定年・雇用と年金の結合が不十分であること、また、労使が求めている国庫負担の引き上げが見送られていることなど勤労者の期待に十分応えてない部分があります。

連合は3月17日に開催の第15回中央委員会において、年金制度改革案の修正・補強について別紙の通り絞りこんで決定いたしました。

今次通常国会で予定されている年金制度改革法案審議にあたられますとは、連合の「5つの修正と3つの補強」をぜひとも実現して頂きたく要請いたします。よろしくお願い申し上げます。

年金改革へ今後の取り組み方針

政府原案は、積極的に評価できる改正点を含んではいるが、60 歳台前半の年金(いわゆる「別個の給付」)について、定年・雇用と年金の結合が不十分であること、基礎年金の国庫負担率の引き上げを見送っていることなど、問題点がある。連合は、2 月 21 日に明らかにした年金改革闘争本部長見解にもとづき、次の 5 つの修正と 3 つの補強をめざす。

《修正項目》

- (1) 60～64 歳の「別個の給付」については、定年後に働くことを希望しても働く場がないなど、働くことが困難な場合には、現行通り満額の年金を支給する措置を講じること。
- (2) 在職老齢年金については、在職者に対する一律 2 割の年金カットを撤回すること。
- (3) 雇用保険の失業給付受給者に対する年金の支給停止については、少なくとも、60 歳台前半層の雇用機会の確保と公的年金制度の一元化の展望が明らかになるまで実施しないこと。
- (4) 雇用保険制度に新設される高年齢雇用継続給付と年金の調整については撤回すること。
- (5) 新制度については、次期財政再計算(1999 年までに実施)時に、高年齢者雇用と基礎年金の国庫負担の状況をふまえて見直すことを明記すること。

《補強項目》

- (1) 基礎年金の国庫負担率の引き上げを明らかにすること。
- (2) 21 世紀高齢社会への福祉ビジョンを明らかにすること。
- (3) 希望すれば少なくとも 65 歳まで働けるような高年齢者雇用ビジョンを明らかにすること。